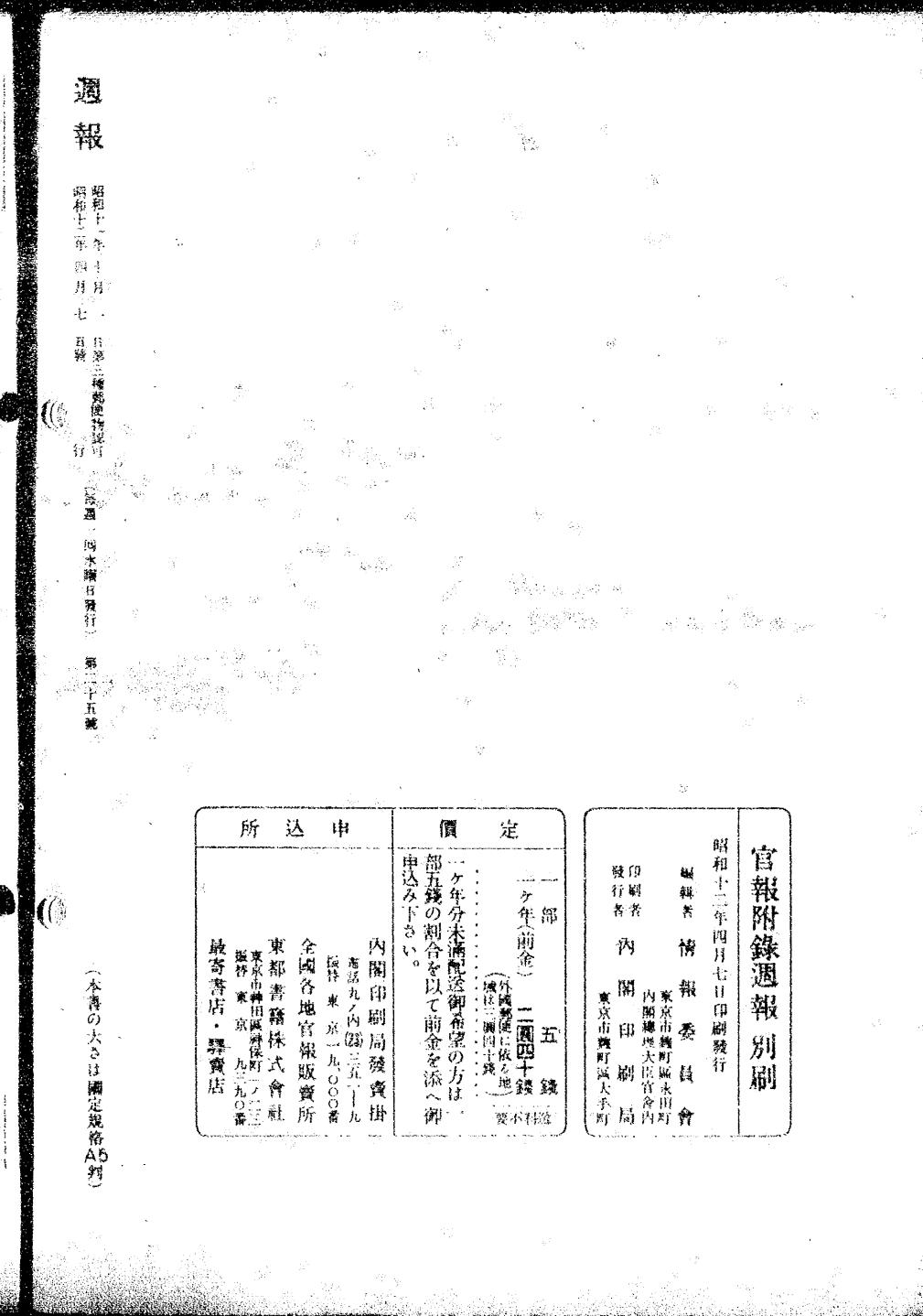
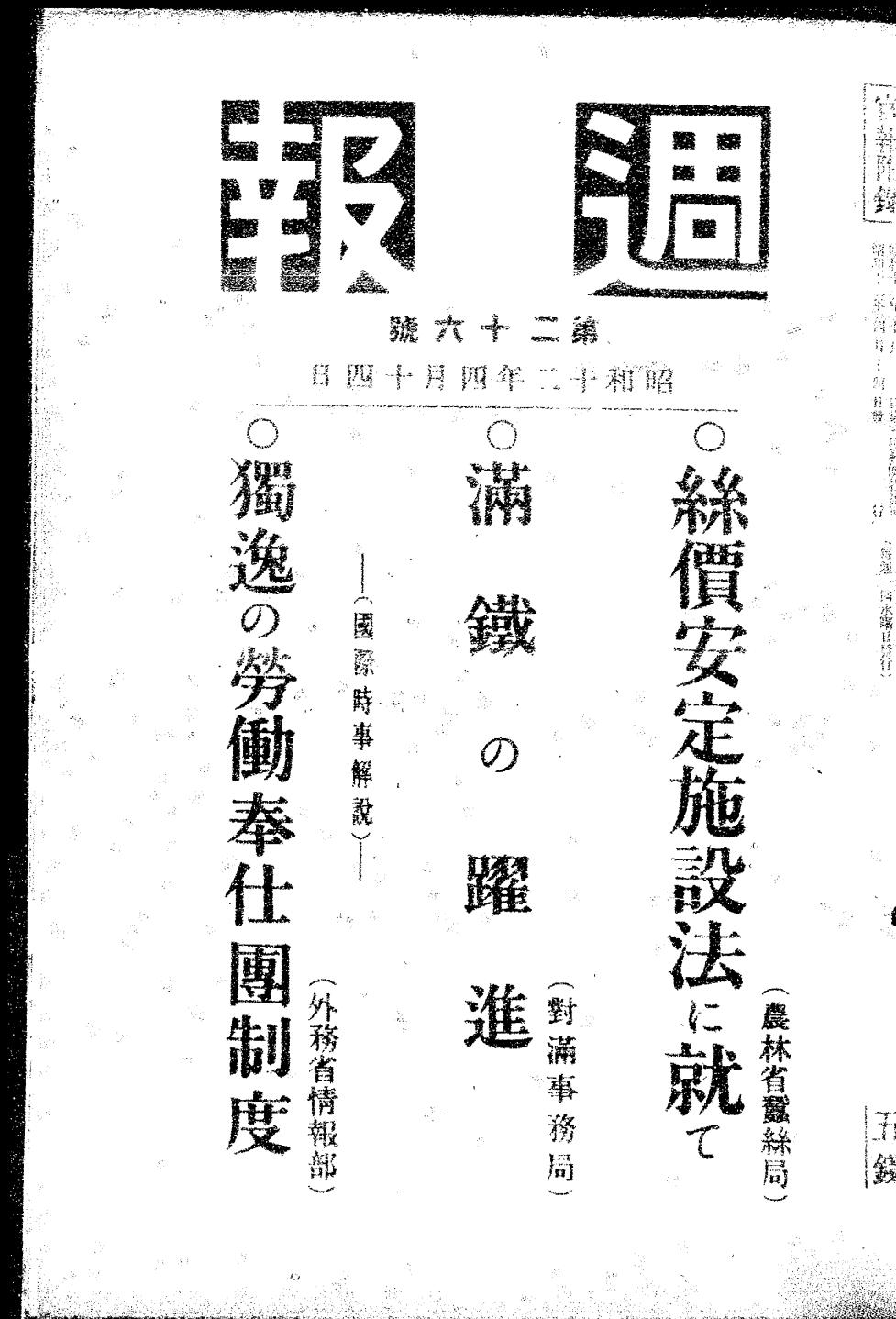


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



アシア歴史文庫
Asia Library

報週

號六十二第

日四十月四年二十和昭

- 滿鐵の躍進
- 絲價安定施設法に就て
- 獨逸の勞働奉仕團制度

(農林省蠶絲局)
(對滿事務局)

—(國際時事解說)—

(外務省情報部)

官報附錄

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可

行

(毎週一回水曜日發行) 第二十五號

五錢

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可

行

(毎週一回水曜日發行) 第二十五號

申込所

申込所	定價
東都書籍株式會社 最寄書店・驛賣店	一部 一ヶ年前金 五圓四十錢 (外國郵便に依る地 域は三圓四十錢 要不付送)
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内線二五二一九 郵便 東京一九〇〇番	一部 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
全國各地官報販賣所	一部 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

(本書の大きさは國定規格A5判)

官報附錄週報別刷

昭和十二年四月七日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區永田町
内閣總理大臣官舍内
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町

通鑑卷之三

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟藝術技術等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

- ▼ 税制改革の要領
- ▼ 電力統制の必要性
- ▼ 地方財政及税制改革
- ▼ 燃料國策に就て
- ▼ 陸軍軍備の本格的充實
- ▼ 農村經濟更生と特別助成
- ▼ 小學校教員俸給の道府縣負擔
- ▼ 滯留移民の現況と其の將來
- ▼ 航空國策に就て
- ▼ 思想犯保護觀察制度の實施
- ▼ 國民健康保險制度の要旨
- ▼ 來年の豫算
- ▼ 國際觀光事業の一般趨勢
- ▼ 羊毛工業の現在と將來
- ▼ 金融機關を語る
- ▼ 退職積立金及退職手當法の施行に就て
- ▼ 皇室の御近狀
- ▼ 海軍政策に就て
- ▼ 義務教育年限の延長
- ▼ 關稅制度改進の要領
- ▼ 治水の根本策
- ▼ 列國の原料資源
- ▼ 紀元節制定の由來

再開後の議會に於ける稅法の概要
ブラジル移民に就て
日滿關係の現状
五箇條御誓文奉戴七十年に就て
農五箇條御誓文の由來
我國財政の變遷
防空法案に就て
郵便料金の改定
國民健康保険法案に關する
東北振興計畫の要領
歐洲の觀光事業
我國の自動車數
國際時事解說

題 諸 當 案
各 號

絲價安定施設法に就て 農林省蠶絲局 (一)

溝鑄の躍進…………對滿事務局(二二)

國際問題解說

卷之三

本誌より轉載の場合は「週報」に依る旨を明記し
II. 情報委員會宛三部送付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關しての意見は進んで情報委員會に申出でられたり

絲價安定施設法に就て

農林省蠶絲局

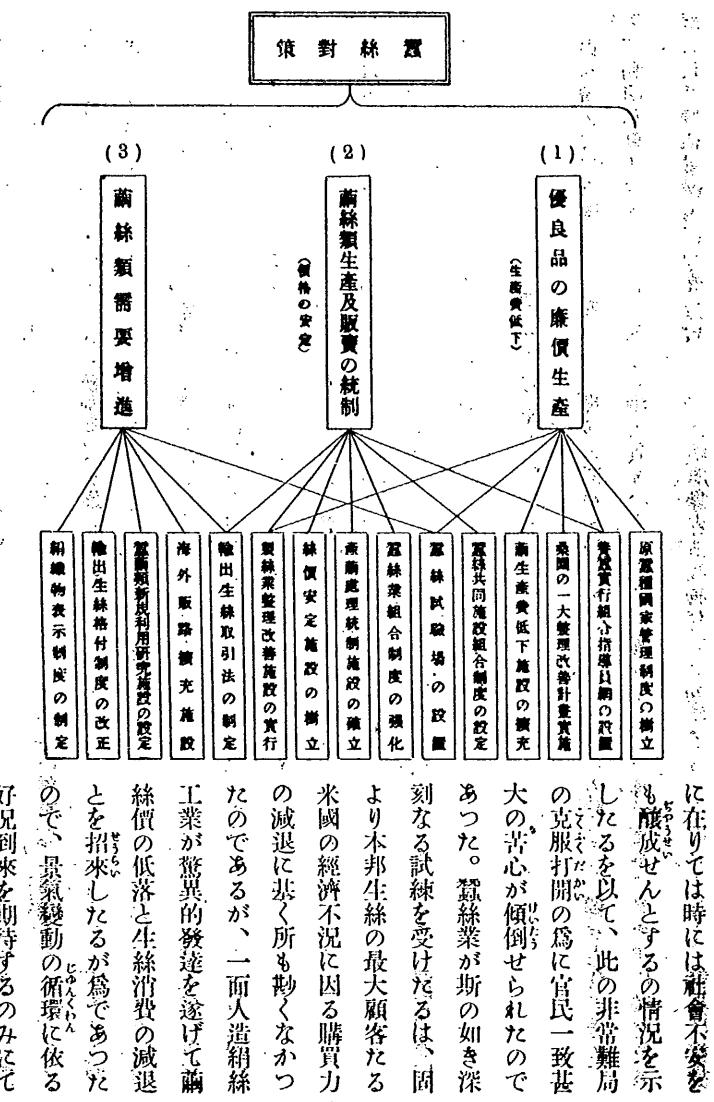
一序

蠶絲業全部門一致の支持の下に、絲價安定施設法案及同特別會計法案は今期第七十回帝國議會の協賛を経て成立し、右の二法律は關係諸法令と共に去る四月一日より施行せられ、蠶絲業界多年の懸案たりし絲價安定に関する恒久的立法が確立せらるゝに至つた。波瀾重疊を極め多事多難なる現時之政局の下に於て、蠶絲業更生諸方策中最も重要性を有する本法が茲に其の實現を見るを得たるは、我が蠶絲業の爲寔に慶賀に堪へない所である。今、絲價安定問題の概要及絲價安定施設法の内容に付其の大要を述べて見よう。

二 絲價安定問題の概要

(一) 蠶絲業非常時の發生と斯業更生に關する諸方策樹立の必要

昭和四年以降世界經濟界が不況時代に入り、各種產業が苦境に瀕したる中に於ても、蠶絲業は最も大なる打撃を蒙り、數度に亘る生絲恐慌及養蠶恐慌に襲はれて繩絲價の慘落を誘致し、主要産蠶地方



に在りては時には社會不安を
も醸成せんとするの情況を示
したるを以て、此の非常難局
の克服打開の爲に官民一致甚
大の苦心が傾倒せられたので
あつた。蠶絲業が斯の如き深
刻なる試練を受けたるは、固
より本邦生絲の最大顧客たる
米國の經濟不況に因る購買力
の減退に基く所も妙くなかつ
たのであるが、一面人遺絹絲
工業が驚異的發達を遂げて繩
絲價の低落と生絲消費の減退
とを招來したるが爲であつた
ので、景氣變動の循環に依る
好況到來を期待するのみにて

價値定安施設法に就て

の由來に鑑み、眞に蠶絲業の更生刷新を期せんが爲には、人絹出現後の新事態に照應すべく、其の生産及販賣の諸部門に付各般の改善統制施設が講ぜられなければならなくなつた。蠶絲業に對する人絹工業優位の根因たる生産費の低廉、價格の安定及需要増進施設の徹底が直ちに以て蠶絲業更生方策樹立の指針と爲りたるは寔に當然の事理と謂ふべく、政府は此の三大目標を基調として蠶絲業の各部門に存する幾多の缺陷を芟除する爲一聯の蠶絲對策の具現に努力し來つたのである。而して今蠶絲對策の具體的施設として考慮せられたるものをして此の三大目標に關聯し圖示すれば左の如くである。

右の諸方策は最近十箇年間に於て、或ものは法律の制定に依り、或ものは豫算の計上に依り、又或ものは當業者の自治的負擔に依りて著々之が實現を見たのであつたが、之等各般の制度を更に體系的に完成せしめ、綜合的に其の效果を發揮せしむべきものとして畫龍點睛の實を擧ぐべき絲價安定問題のみは未解決の儘今日に及んだのであつた。

（三）総價安定の重要性と其の目標

本邦の生糸を輸出するところは幾多の糸業政策も實效を收むること困難なりと稱せられて居る。ことに我國重要産業の一として久しく輸出貿易の大宗たるし繩糸業も、投機的産業の名の下に甚だ危險視されて關係當業者の生産販賣上に於ける真摯なる改善努力を期待すること容易でなく、業界は投機

思惑的氣分の漲ることは否むべからざる事實であつた。爲に生絲本來の價格變動性は更に擴大せられて所謂暴騰暴落常ならず、繭絲價の異常なる擗落時に際しては養蚕製絲兩業者を始め、之が消費者たる機織業者に於ても、又製絲從業員、金融關係者等に於ても其の經營上に蒙る苦痛甚だしく、蠶絲業の基礎を危殆ならしむるの虞あるのみならず、延いて國民經濟に影響する所亦甚大なるものあるを以て、絲價安定の必要の痛感せらるゝや其の由來既に遠く、大正年代以降生絲恐慌の襲來に對處して生絲の共同保管、出荷制限、操業短縮乃至は保管生絲の買收等各種の手段を講じ、以て絲價維持の爲の臨時應急施設を講ずるを常としたのであつて、絲價安定融資補償法の發動及之が善後措置としての滯貨生絲の問題の如きは今尙世人の記憶に新なるものがある。然るに最近に於ける蠶絲非當時の克服に關しては、絲價安定に關する恆久方策の確立こそ蠶絲業更生諸方策の核心を爲すものとして重大視せられ、其の具體的方法の樹立に當りては幾多の變遷を重ね各種の調査會の設置其の他に依り朝野を擧げて本問題の解決に苦慮を重ねたのであつたが、絲價變動の原因は頗る微妙にして且現代の蠶絲經濟機構は複雜多岐を極めてゐるが爲に絲價對策實施の結果の各業者に與ふる影響も亦頗る廣く況に及ぶものがあるので、之が具體策の實現は一時は殆ど至難視せられたのであつた。即ち一面に於て生絲が主として海外に販路を有する高級纖維工業たるの特質に基き、又他面に於て本邦生絲に付ては人造絹絲竝に他國生絲の代替競争品が存在するので、一定の公定價格乃至は狹隘なる範圍に於ける價格統制を實施することは性質上容易でないばかりでなく、絲價の吊上を意圖する政策も其の實

效を期待すること至難なりと認められ、又今後の蠶絲業の進むべき途として競争纖維の進出に對抗し生絲の需要の増進を圖る爲には、其の賣込に關し或る程度商人の自由の努力に期待することの必要であることも明らかとせられた。

斯様に幾多の研鑽を経たる後、絲價安定の目標としては蠶絲業維持安定の大目的より、養蚕製絲兩業者其の他の生産者が到底堪へ忍ぶ能はざるが如き繭絲價の異常なる低落の防止を確保するの必要ありとせらるゝと共に、最近に於ける數度の經驗に依り、生絲價格の異常なる昂騰は忽ち競争纖維の進出を促し生絲の消費數量を減退せしめて之が恢復には多大の努力を要し、他面に於て繭及生絲の増産を誘導して廳て賣上の逆轉を招來し、以て繭絲價を擗落せしむるの有力なる素因たることが一般に認識せられ、絲價の暴騰は之を抑制するの必要ありとせらるゝに至つた。斯くて競争纖維の進出を誘導するが如き異常なる絲價の昂騰の抑制と、蠶絲業の基礎を危殆ならしむるが如き絲價の暴落の防止とが、新なる絲價安定施設の二つの目標として考へらることになつたのである。

三 本 法 の 内 容

(一) 基準價格に依る生絲の賣渡及買入

蠶絲業の安定及發達を期する爲、生絲の價格の異常なる騰貴又は低落の防止を圖ることを目的として立案せられた絲價安定施設法は、其の手段としては、蠶絲業の經濟機構に於て確實に其の效果を期

待し得べき方法として、更に又海外市場に對しても其の威力を發揮し得べき所の方法として、當時相當數額の生絲及資金を保有して異常なる高値抑制の爲には一定の價格(賣渡價格)に依る買入の申込に應じて生絲の賣渡を爲し、異常なる安値防止の爲には一定の價格(買入價格)に依る賣渡の申込に應じて生絲の買入を爲し、以て生絲の價格をして常に一定の價格の範圍内に安定せしめんとするを其の骨子とする。而して米價統制の場合と異り、絲價の統制に際しては政府が直接之が實施の衝に當らんよりは、先づ第一段に當業者をして自治的に之を行はしめ、政府は背後に在りて必要な援助補強の措置を講ずるを適當なりと認め、其の實行機關として全國の製絲業者(組合製絲を含む)を中心として絲價安定施設組合を組織せしむること、し、該組合をして賣渡價格又は買入價格に依り生絲の賣渡又は買入を爲さしめ、政府は絲價安定施設特別會計に於て現在の所有生絲約五萬俵と七千萬圓の資金とを保有して、賣渡價格又は買入價格に依り組合に對し生絲を賣渡し又は組合より生絲の買入を爲すのである。右の五萬俵の生絲は生絲輸出数量の約一箇月分に相當し、又七千萬圓の資金は異常なる安値防止に必要な相當數量の生絲を買入れ得るものであつて、過去の經驗に徵し大體此の程度の用意を以て本施設の運用に遺憾なきを期し得るものと考へらるゝのである。

(二) 基準價格の決定

右の如き絲價調節の基準たるべき賣渡價格及買入價格が如何に定めらるゝかは本法運用の成否を

決し、延いて蠶絲業の盛衰にも影響する頗る重要な事項であつて、特に事の慎重を期する爲之が決定に當りては政府部内に設置せらるゝ關係各業代表者を網羅する絲價安定委員會に諮問すること、し、且養蠶製絲兩業の經營並に生絲の先物取引に對する影響を考慮し、原則として毎年一月其の年六月一日より翌年五月三十一日迄の價格を農林大臣が定むるのである。此の場合に於ける決定方法の大體の標準は法令に相當詳細に規定せられて居るが其の概略は次の如くである。

1 買渡價格 買渡價格は本法制定の理由に鑑み、競争纖維の價格の一一定倍数に相當する價格を基礎として爲替相場及生絲運送費等を參照して定めたる價格と物價參酌値の上値三割と上値四割との間に於て農林大臣の定むる價格との範圍内に於て定めらるゝのであつて、今日の所に於ては大體米國に於ける「ヴィスコース」の價格の三倍乃至四倍に相當する價格が適當ならんかと考へられて居る。尙物價參酌値は大體米穀統制法の場合と類似の方法に依り、絲價指數を物價指數にて除したる各生絲年度の絲價率に付最小自乘法の方式に依りて絲價率趨勢値を算出し、之を物價參酌値の算定せらるゝ平均に依り、又絲價率趨勢値は人糾發達後の趨勢を加味する爲、明治三十四生絲年度を第一年次とする絲價率の趨勢値と大正十三生絲年度(此の年より人糾の世界生産數量は生絲の世界生産數量を凌駕せり)を第一年次とする絲價率の趨勢値との幾何平均に依ること、爲したるを特色とするのである。

口 買入價格 買入價格は異常なる織絲價の低落の爲、養蠶經濟が破局に陥れらるゝが如き事態の發生を防止する爲、織生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合に相當する金額を加へたるものに基づき算出する生絲價格と物價參照値の下値三割と下値四割との間に於て農林大臣の定むる價格との範圍内に於て定めらるゝのである。但し買入價格の決定に付ては勅令に於て一定の制限があり、生絲原價の八割五分に相當する價格又は物價參照値の下値三割に相當する價格を超えることが出来ないのである。

而して右の賣渡價格及買入價格は、自十四中D格の生絲に付定めらるゝ標準賣渡價格及標準買入價格と其の他の種類及品位の生絲の自十四中D格の生絲に對する格差とに依り定めらるゝのであり、又織生産費中に於ける現金支出額及自給費並に生絲の製造販賣に要する費用に關しては、毎年約八百戸の養蠶家及約二百の製絲業者に付詳細なる調査を行ひ、之等の平均値に依り算定せらるゝこととなるのである。

(三) 絲價安定施設組合の構成及其の機能

本法に依り絲價の調節を行ふべき當面の機關たる絲價安定施設組合は、製絲業法の適用ある全國の製絲業者及産業組合製絲を當然加入の組合員と爲し、輸出生絲問屋、生絲輸出業者並に本法施行地域外に於ける製絲業者を任意加入の組合員と爲す公法人であつて、之が設立に關しては設立命令及行政處分に依る設立の方法も用意せられて居る。而して其の意思機關としては總代會制度を採用し、又經費及過急金に關し強制徵收の方法が規定せられて居る。

絲價安定施設組合は基準價格に依る生絲の賣渡又は買入の外更に買入價格維持の補充的施設として生絲の共同保管を行ふことが出來、又農林大臣は必要に應じ組合に對し組合員の生絲の共同保管を行ふべきことを命ずることが出来る。而して生絲の共同保管に關しては、過去に於て動もすれば製絲業者が購織上の採算關係よりして客觀的には幾分高きに過ぐる價格に於て之を行ひたる結果所期の效果を收め得なかつた事例もあつたので、本法に於ては生絲の市價が買入價格の上値一割に相當する價格以下に低落したる場合に限り之を開始し得ること、せられ、又政府の認可、絲價安定委員會に對する請問等慎重なる手續を経べきこと、せられて居る。尙強制保管の場合に在りては政府は組合に對し其の金利貯敷料に相當する價格の生絲を交付することが出来る。組合は又組合員の事業の改善統制に關する施設及積立金の造成等を行ふことが出来るのである。

(四) 政府の補強施設

政府は絲價安定施設組合の事業遂行に關し常に周到なる監督を怠らざるべきは當然のことであるが、其の外本法に規定せられたる政府の補強施設には次の如きものがある。

第一に、基準價格維持に關する施設としては、前述の如く政府は五萬俵の生絲と七千萬圓の資金とを以て組合の申込に應じて賣渡價格に依り生絲の賣渡を爲し又は買入價格に依り生絲の買入を爲すのであるが、更に必要あるときは組合の買入生絲を一定期間内に限り政府に賣渡すべきことを命じ得る

と共に、又政府の保有する生絲の數量減少し、賣渡價格を維持するに困難なる處あるときは、生絲の市價が賣渡價格の八割に相當する價格以下なる場合に限り、市價に影響を及ぼさる方法を依り、市場より生絲を買入れ補充することが出来るのである。尙新規の用途及販路に對しては、生絲需要増進調査會に諮詢したる上政府所有生絲の譲與又は譲渡を爲し得るは從來通りである。第三に、本施設に關聯する生絲統制の問題に關しては、絲價安定施設組合及蠶絲業組合法に依り設立したる法人が、蠶絲、繭又は生絲の生産、保管又は販賣に關する統制を行ふ場合に、農林大臣は必要に應じ組合員をして其の團體の統制に従ふべき旨の命令を發して之を強化すること、し、第三に、繭及生絲の現在高並に生絲の製造高及消費高に關する正確なる統計調査を行ひて其の需給狀況を闡明ならしめ、以て本法運用上の重要參考資料と爲すと共に併せて不自然なる繭絲價の變動の防止に資せんとするのである。

四 結論—蠶絲業の將來

過去數箇年に亘る不況の重壓の下に、我が蠶絲業界は極度の萎靡沈退に陥り、彼の天然藍が人造藍に驅逐せられたるが如く、或は天然樟腦の場合に於て見たるが如く、生絲の將來も亦悲觀すべき運命を有つものではなからうかの憂ひは、斯業に關心を有つ凡ての人の抱く所であつた。勿論蠶絲業の内部には多くの缺陷があつた。然し乍らそれは必ずしも宿命的のものではなれど、其處に各種の蠶絲對策樹立實行の問題が存してゐた。即ち生絲には動物纖維として植物纖維たる人造絹絲の到底及び難き性質

上の長所があり、其の國內消費に於て我國人に傳統的愛著の念の斷ち難きものあるの外、海外の消費狀況を見るも、輸出生絲の約半數を占むる靴下方面に於ては生絲は依然確固たる地位を占めて居るのであり、又價格關係に基く人糸との代替競争の最も甚だしき他の一半の消費部門たる廣幅織物の方面に於ても、米國人糸の主なる生產要素の價格は近き將來に於て更に其の低下を見るは相當困難なる實情に在るもの、如く認めらるゝを以て、生絲の將來に關しては、徒然に之を悲觀するの必要はないものと考へらるゝのである。従つて、生產費の低下、價格の安定及需要の増進に一層の努力を重ねるに於ては、從來の蠶絲業に各種の缺陷が存したるだけ、其の將來には寧ろ期待すべき多くのものが残されて居るものと謂ふべきであらう。

今や業界多年の宿望たりし重要立法絲價安定施設法が制定せられ、蠶絲業更生諸方策の體系は茲に其の全貌を具體化するに至つた。全國の養蠶家は從來に比し遙かに安んじて其の生產に從事することが出来るであらう、又製絲業者其の他の關係業者も其の經營に一定の基準が與へらるゝこと、なつた。時恰も海外經濟界は好轉の兆を示し來つて、蠶絲業の將來を展望すれば更生の曙光が認めらるのである。さりながら、今後の蠶絲業界に於て昔日の如き繁榮の夢を思ふことは絶対に許されざる所であつて、過去の苦き經驗を忘れて徒然に今日の小康に甘んずるが如きことあらんか、斯業に再び非常時の現出すべきは當然なりと謂ふべく、冀る此の際に於てこそ折角樹立し得たる諸般の施設の運用を誤らざる様關係業者は十分の覺悟と努力とを以て善處せられんことが望ましいのである。

滿鐵の躍進

對滿事務局

一 緒 言

南滿洲鐵道株式會社は去る四月一日を以て創業三十周年を迎へた。同社三十年の歴史は其の儘に我國大陸發展の歴史である。日露戰爭後、國策遂行の任務を負つて生れ出た滿鐵は創業以來幾多の難局に遭遇し殊に昭和五、六年頃に於ては舊東北政權の壓迫に依り社業は重大なる危局に當面するに至つた。偶々滿洲事變勃發するや全社を擧げて軍の行動に協力し銃後の後援は固より慄動なる軍事輸送の任を先うし挺身危地に赴き彈雨の裡に其の職に殉せる社員の數も百數十名の多きに達した。

滿洲國の建國成るや昭和八年三月同國政府より全國有鐵道の經營並に新線の建設を委託せられ、又同年十月には朝鮮總督府所管の北鮮鐵道の一部をも受託經營するに至り全滿、北鮮に亘る鐵道を二元的に經營すると共に他面政府の方針に従ひ國防產業の助成、原料資源の確保等日滿經濟の擴充提携に參加協力することとなり、滿洲國の飛躍的發展に伴うて會社の社業も躍進の一途を辿り其の使命は愈々重きを加へつゝある。

二 組 織

明治二十九年六月勅令を以て「南滿洲鐵道株式會社設立ノ件」公布せられ、次いで兒玉委員長以下設立委員の任命あり、八月には遞信、大藏、外務の三大臣より命令書を交付し、越えて十一月には後藤總裁以下重役の任命あり、翌四十年四月一日を以て會社は營業を開始した。

會社に關する政府の監督は其の設立當時にあつては遞信大臣之を行ひ、爾來官制の改廢と共に監督機關も幾度遷したが、現在は内閣總理大臣の下に對滿事務局が監督の任に當つてゐる。

會社の職制は創立以來社業の進展に伴ひ屢々變更せられたが、昭和十一年十月の改正後に於ける現在の職制では總裁の下に總裁室を始めとして經理、用度、產業、地方の各部、鐵道總局、撫順炭礦、中央試驗所、東京支社、新京事務局、天津、上海各事務所等がある。

資本金も創立當時は二億圓であつたが、大正九年には四億四千萬圓に、昭和八年には更に八億圓に増資し、其の中四億圓は日本政府四億圓は民間の持株である。

三 事 業

(1) 社 線

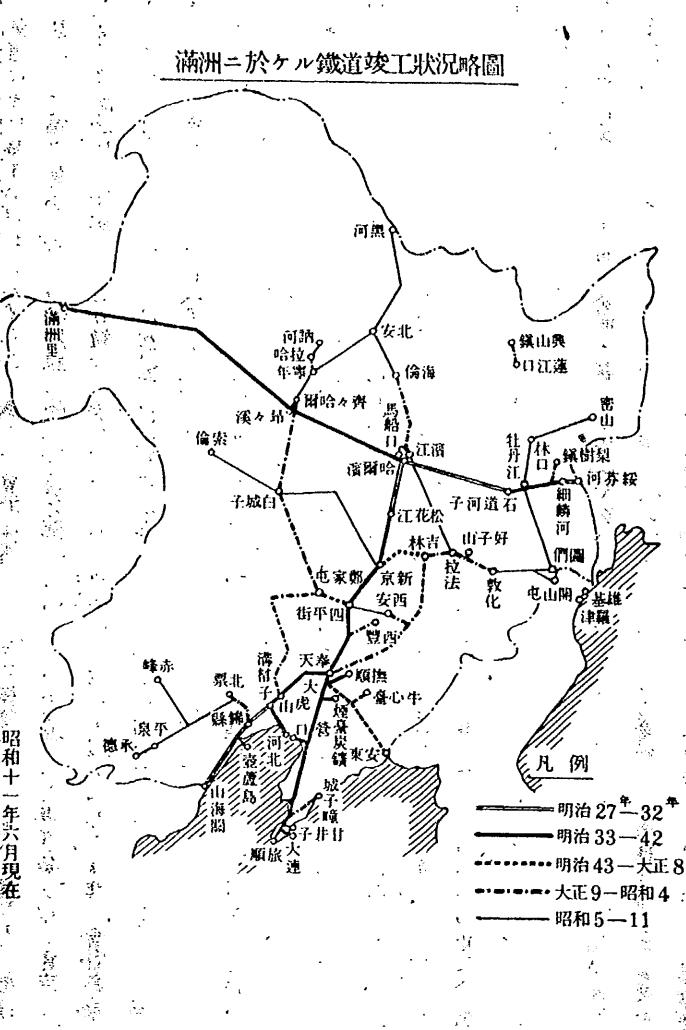
鐵道は會社事業の根幹を爲すものである。會社は過去三十年間經營の主力を之に傾注し、鐵道の建設、設備の整頓と共に運輸状態の改良發達を圖つて來た。而も同時に附帶事業として倉庫、港灣、旅館業をも經營し、他方鐵道工場の完成と共に車輛の充實にも力を盡して來た、會社創業當時の明治四十年度末に於ては鐵道關係從事員は僅かに一萬餘名に過ぎなかつたものが、三十年後の現在に於ては約三萬を擁するに至つた。

又其の業績に於ても時に幾分の消長はあつたが、大體に於て一路躍進の路を辿り現在の社線延長は一千百二十九糠である。

次に附帶事業の一たる港灣に就て述ぶれば大連、營口、安東の三港が其の主なるもので就中大連港は規模宏大諸施設完備し其の貿易額は逐年増加し昭和十年度に於ける著埠船數は約五千六百隻、輸出貨物約七百萬噸、輸入貨物約三百萬噸を算し其の發達の速なる港灣史上異數とせられて居る、又内地に於ても川崎、大阪の兩地に埠頭施設をなし子會社たる日滿倉庫會社に經營せしめてゐる。

(2) 滿洲國有鐵道

滿洲國建國と共に同國は交通機關就中鐵道網の完成を急務となし、其の全國有鐵道の經營及新線の建設を會社に委託することとなり、昭和八年二月九日附を以て會社と鐵道建設借款及委託經營契約を締結し、會社は國有鐵道の委託經營を爲す爲に奉天に鐵路總局を、又新線並に港灣建



設の掌理機關として鐵道建設局を本社内に創設した。

建國當時の満洲國國有鐵道總延長は二千九百餘秆であつたが、其の後新線建設の進捗と共に著しく増加し、昭和十年三月ソヴィエト聯邦から譲渡せられた舊北滿鐵道の一千七百餘秆を加へると國有鐵道の總延長は昭和十一年末現在に於て約七千七百餘秆を算し、昭和十二年中には假營業中の新線及建設豫定線を加へて約八千四百餘秆に達する豫定である。

會社は右の如く鐵道經營の委託を受くると共に之に關聯する附帶業務として河川水運、港灣、自動車營業等を行つてゐる。

右の内河川水運は現在の所松花江、黑龍江だけであるが、哈爾濱から下流七百秆は優に二千噸級汽船の航行が可能である。港灣としては現在河北(營口對岸)、臺廬島の二港だけであるが、此の内臺廬島は最も有望視され、現に擴張工事を施行中である。自動車營業は昭和八年三月熱河線の北票、承德間の運行を開始したのを嚆矢とし、昭和十一年九月末現在では路線十六、其の總延長五千八百秆に達してゐる。

之等一切の業務に携はる從事員は昭和十一年八月末現在に於て内地人約一萬五千人、滿人約六萬人、其の他約四千五百人合計約八萬人を算する。

(3) 北鮮鐵道

滿洲國の建國と共に日滿不可分の關係は愈々緊密の度を加へるに至つたので、政府は日滿新交

(1) 採炭

通路の整備、活用を圖る爲會社をして北鮮の羅津に大築港建設を行はしむること、し、昭和八年之が工事に着手し、昭和十一年十一月一日一部竣工と共に營業を開始したが、昭和十二年度中には第一期工事を完了する豫定である。

斯く羅津に満鮮鐵道の終端港築造を計畫すると共に北鮮鐵道(延長三百三十秆)をも滿鐵に委託經營せしむこと、なり、會社は昭和八年十月一日以降之が經營に當つてゐる、尙會社は鐵道經營に關聯し北鮮に於ける雄基、清津兩港をも使用するの必要を感じたので、昭和十一年六月一日以降朝鮮總督府から兩港の無料貸付を受け之が經營に當つてゐる。

二 採炭、製油及製鐵

(1) 採炭

會社設立に際し引繼がれた炭礦は撫順、煙臺並に瓦房店の三であつたが、此の中撫順炭礦の經營は會社の最も力を注いだもので東鄉、大山兩坑の開坑に引續き古城子の大露天掘の開始あり、引繼當時年產十萬噸前後に過ぎざりし出炭高は昭和十年度には八百萬噸に達し、收支差引千餘萬圓の利益を挙げてゐる。尙炭礦の經營が滿鐵に取り如何に重要なかは滿鐵全鐵道運賃收入中右炭運賃が其の三割を超ゆる一事に依つても想像し得るであらう。

(2) 製油

撫順に於ける露天掘作業中剝離さるべき油母頁岩を乾溜して重油代用品を得んとする製油事業

は、昭和四年十二月業務開始以來順調な發展を遂げ、十年度に於て收入六百九十五萬圓を挙げ支出五百九十五萬圓を差引き、百萬圓の利益を收め得て單に國策的事業と謂ふのみでなく採算の取れるものなることを證明してゐる。會社は更に一步を進めて石炭液化事業に其の全技術を傾注し既に半工業試験に成算を得て日下撫順に工場を建設中であり、之等が我國燃料國策樹立に貢獻する所は妙くあるまい。

(3) 製鐵

大正八年以來會社が鞍山に於て開始した製鐵業は其の後貧礦處理法の完成に依り基礎確立し、昭和七年度の如きは出銑高三十萬噸に達したが、同八年六月其の施設一切を株式會社昭和製鋼所に譲渡した。

以上諸事業の生産品販賣は創業以來會社に於て直營して來たが、昭和十一年十月日滿商事株式會社の設立と同時に同社に一括委託することとなつた、昭和十一年九月末即ち販賣業務分離直前に於ける其の取扱商品は石炭を始めとして銑鐵、鋼材、重油、硫安、雜製品、雜鑄物合計四十八種其の總金額一億二千萬圓に達してゐた。

三 地 方 經 營

會社は政府命令書に依り鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生等に關し必要な施設を爲す責任を有すると同時に附屬地内の居住者に對し手數料を徵收し其の他必要なる費用の分賦^{だんぶ}を爲し得

る權能を附與された。

會社が附屬地の經營に當るや沿線権要の地を選んで道路、橋梁、堤防、護岸、上下水道、公園、市場等市街地としての一切の施設を爲した。明治四十一年三月末附屬地の戸數八千六百餘であつたものが、昭和十年末には十萬一千二百餘となり又人口は二萬九千五百餘人より五十四萬四千七百餘人となり十八倍餘の増加である。

次に會社が創業以來幼稚園、小學校、各種中等學校及專門學校等の內鮮人教育及滿洲國人教育の學校建設に投下した事業費は昭和十年度末現在約一千四百萬圓に達してゐる。又會社は過去三十年間に診療機關、醫科大學の經營、衛生研究所の設立、地方に於ける保健防疫施設等の改善充實の爲に約一千八百萬圓の事業費を投じてゐる。

會社は又創業の當初から滿洲產業開發の根幹を爲す農、畜、林產資源の研究調査を進め、権要の煙草等の改良試験、綿羊、豚、產馬、畜牛等の改良試験は其の主要なる業績である。

會社が創業以來鐵道附屬地の公共施設其の他地方經營の爲に投じた地方施設事業費は昭和十年度末現在約一億九千三百萬圓の巨額に達してゐる。

四 關 係 會 社

前述の如き諸直營事業以外に關係會社に於て行ふ各種事業は極めて多岐に亘り、社業の延長又は

補助機關たるものに大連汽船、福昌華工、國際運輸、日滿商事等があり、國策上關與したものに昭和製鋼所、滿洲拓殖、鮮滿拓殖、大連農事、日滿マグネシウム、滿洲輕金屬製造、滿洲化學工業、滿洲炭礦、滿洲採金、滿洲石油、滿洲電信電話、滿洲電業、滿洲航空、同和自動車工業、滿洲鐵業開發等があり、產業開發助成の爲に關與したものに大連都市交通、南滿洲瓦斯、大連油脂工業、滿洲大豆工業、昌光硝子、大連窯業等あり、其の總數八十に及び公稱資本金總計約七億三千二百萬圓、内滿鐵引受分約三億四千三百萬圓(内拂込額一億四千八百萬圓)に上つてゐる。之等諸會社を創立年度順に見ると明治年代五、大正年代三十五、昭和年代四十となり、滿鐵引受金額は明治年代の分約二百二十五萬圓、大正年代約七千二百六十萬圓であるのに比し昭和年代の分は一躍約二億六千八百五十五萬圓に増大して居り特に滿洲事變後に於て激増してゐる。即ち事變後設立の三十一社及事變後實際的活動を開始するに至つた昭和製鋼所を加へると會社の引受金額は約二億四千五百十七萬圓の巨額に達する。

四 結 言

今や滿洲國は國確済く固まり我が帝國と密接不離相携へて東洋平和の確立に邁進しつゝある、此の間滿鐵は全滿に於ける經濟開發の大動脈たる鐵道經營者として又各種產業開發の先驅者として其の使命は愈々重きを加へてゐる。政府は全國民の強力なる支援に依り此の會社が愈々健全なる發展を遂ぐる事を冀求して已まざる次第である。

獨逸の労働奉仕團制度

外務省情報部

一 獨逸労働奉仕團の沿革とその成立

獨逸に於ける労働奉仕の制度は既にナチス政權確立以前一九三一年に實施せられたが、それは一九三五年六月ナチス政府に依つて強制化せられた現在の労働奉仕團制度の前驅とも見らるべきものであつて、任意制度のものであり、參加資格は原則として失業保險請求權者とせられてゐたのでその理想や抱負は兎も角として運用の實際は失業者救濟手段と見らるべきものであつた。然るにナチス政府の労働奉仕團は愛國精神の發揚と國民教育とを主眼とするものであつて、このナチス的労働奉仕の觀念はナチスが政權を獲得する以前から夙に主張し來つた思想で既に一九二八年にナチスは國會で労働奉仕團制度の制定を提案したことがあつたが、この提案は左翼諸黨派の反対で遂に成立を見なかつた。然しナチスは之に屈せずして黨の機關として自由労働者教育改善組合と稱する労働奉仕團を設置して政府及反對派の壓迫を巧みに避け乍ら團員にナチス精神に基く教育を行ひつゝあつたが、一九三三年にヒットラーがナチス政權を確立すると共に労働奉仕團を正式に國家的機関と爲し、その最高指導者を國務次官に任命し、一九三五年に國民皆兵制度の實施を機として國民一般に對して労働奉仕の義務を課すこと、し然もこの義務は獨逸國民に課せられた國家に對する榮譽ある勤勞奉仕であると法

律に規定されてゐる。この労働奉仕團は苟も純粹なる獨逸國民である限り男女の別を問はず一般青年に一定期間嚴格な規律の下に團體生活を營ましめつゞに「労働の神聖」を體験せしめると共に労働に依つて國家に奉仕するといふ精神を國民に體得せしめ、健全なる第二國民を養成することを主眼とするものであるが、その實施に依つて、(イ)食料の自給自足政策の遂行を援け (ロ)失業を緩和し、(ハ)労働力を地方的に分散化する等の副效果も亦大なるものがある。

二 労働奉仕法の大綱

- 労働奉仕は今日國民一般の義務となり、一九三五年六月二十六日附の労働奉仕法は大要左の如く規定してゐる。
- (一) 労働奉仕は獨逸國民の名譽的奉仕にして全青年は其の性の區別を問はず労働奉仕をなす義務を有す(第一條第一項、第二項)
 - (二) 労働奉仕は獨逸青年をしてナチス精神に基き國民協同體、眞の労働觀念、殊に筋肉労働に対する正當なる尊敬を得さしむる様訓育することを目的とす(同條第三項)
 - (三) 労働奉仕は一般に利益を與ふる労働を行はしむるものとす(同條第四項)
 - (四) 労働奉仕は内務大臣の監督下に在り、労働奉仕最高指導者は内務大臣に所屬し命令權を行はず(第二條第一項)
 - (五) 年々召集せらるべき労働奉仕者の數及其の奉仕期間は總統之を定む(第三條第二項)

三 労働奉仕團の構成

先づ獨逸全國を三十の労働班に區分し、各労働班の指導者には五大隊乃至十大隊が配屬し、一大隊には六中隊乃至十中隊が屬し、そして労働單位及奉仕單位として一營舍團體を構成する。一中隊は三小隊を以て、又一小隊は三分隊を以て組織せられてゐる。そして一中隊に所屬する奉仕團員數は夏季に於ては百六十人、冬季に於ては百四十三人及びある。

奉仕期間は最長半ヶ年を以て限度となし、奉仕者數は一九三五年十月一日乃至一九三六年十月一日の期間に於ては幹部員を含めて平均二十萬人とすと定められた。

(イ) 入團 勞働奉仕團の成立當初は入團は各個人の自由意思に委かせ各地方に入團申込所を設け、入團の申込と同時に身體の健康なる者はその職業、階級の如何を問はず(ナチスの政權獲得前には所屬黨派別をも問はず)入團を許し居りたるが一九三五年労働奉仕法公布以後は年齢満十八歳から満二十五歳までの國民はアーリアン人に非ざる者又は之と婚姻したる者を除くの他は、性の如何を問はず全部學生を含む)労働奉仕を爲す義務を課せられたから體格検査に合格したものは一ヶ年四十萬人を限り労働奉仕團に入ることとなつた。

(ロ) 入團後の労働奉仕生活 労働奉仕期間中は各自所定の宿舍で共同生活を營み所謂指導者主義に基いて一定指導者の下に規律ある生活を送るのである。
宿舎は労働の性質に依つて異り比較的長期の事業を爲すときは本建築(多くの場合使はれてゐない工場等を改造して利用する)を宿舎に充て、その他の場合はバラックを建て、之に充てるがそのバラックは全國に亘り規格を統一し必要に應じて之を各地に移動し得る様な構造にしてゐる。團員は出来る限り小隊長分隊長等直接の指導者と起居を共にして親しく指導訓育を受ける仕組となり、且奉仕團員の割當でくる宿舎は現在では財政的理由に依つて普通團員の郷里の近くに限られてゐるが、西方の子弟を東方へ、南方の子弟を北方へ等郷里を離れてその居所を變へ見聞を廣むるを理想としてゐる。

尚青年に規律ある生活を營ましむる爲め労働奉仕生活中は軍隊式に階級を認め嚴格な命令服従關係の裡に生活し、その入團に當つては入團中は指導者の命令に従ひ規則を亂さず特別の理由なくして脱退

せざることを正式に宣誓することになつてゐる。

右の如く團員が一定の宿舎に居住し、制服を著用して總て軍隊的な共同生活を營む制度は、之に依つて各員に最もよく團體生活の長所を體得せしめ且規律精神を養成するに最も效果的な方途であるからである。

尙労働奉仕團生活の日課を列記すれば、

- 1 起床(夏は午前五時、冬は午前六時)
 - 2 體操(起床後十五分間)
 - 3 洗面髪蓋の整頓
 - 4 朝食
 - 5 國旗及勞働奉仕團旗の掲揚(宿舎全員整列敬禮)
 - 6 勞働(一日六時間)
 - 7 食食
 - 8 訓練(規律精神養成の爲、一時間)
 - 9 運動(一時間)
 - 10 政治教育(一時間)
 - 11 夕食(午後七時半)
 - 12 夕食後(一週間に二、三回は娛樂の時間を設けて團員の講演、芝居、音樂會等を開催して休養に充て、他は各種の命令を傳達する時間としたり、又は衣服の修繕、洗濯などをなすこともあり、尙一週間に二、三回は外出を許すことあり)
 - 13 就寢(午後十時)
- となつて充分に労働と訓育とが行はれるのである。又休暇は原則として與へられず唯クリスマス前後に十日以内の休日があるので、日曜日は原則として遠足等團體外出を爲し勤務以外でも總て團體的行動を獎勵してゐる。
- (ハ) 退團後の就職 勞働奉仕の義務を完全に終了したる者の就職に就ては國家の特に留意する所で労働感謝團等の團體を通じて就職の斡旋をしてゐる。

四 労働奉仕團に於ける指導者の養成

労働奉仕團で團員の指導教育に當る者は學生、商人、技術者等總てその職業や階級の如何を問はず、團員中人格優秀にして又教育ある者を選抜して之に充てる仕組となつてゐるが、この教育指導者を養成する爲には特にその教育機關があつて、労働奉仕團中央部には、國立労働奉仕團學校があり、全國から最も優秀な團員を集めて労働奉仕團指導者として必要な高等教育を授け、更に各地方の労働班には區指導者學校があり又下級幹部養成の爲には指導者講習會を設けて實際的な教育を施してゐる。尙右の外に技術教育を主とする國立實驗場があつてそこでは労働作業の方法や、労働に使用する道具の研究と實驗を行つてゐる。之等の學校に入學した團員はその在學中にも單に理論の研究にのみ没頭することなく、指導者たる者は常に自ら實地の經驗を豊富に有する者程よく部下を指導し得るものであるといふ理由から、數週間の學校生活中に必ず一度は原宿舎に歸還させて労働奉仕の生活を経けて常にその體験を積ませることに留意してゐる。

五 労働奉仕團に於ける政治教育

ナチスが労働奉仕團の設立にその力を盡した所以は獨逸青年に對し「労働の神聖」を體得してその身體を鍛錬せしむると同時に健全なる精神を與へんとするに在るを以て、云ふ迄もなく精神教育に特に重きを置き、國民の義務觀念を喚起し、極端なる自由主義の弊害を說いて國家主義に歸り全體主義

を奏するに至るべき所以を訓ふる等ナチス主義の徹底を期してゐるから奉仕團内の政治教育は極めて重要なものとされてゐる。從つて政治教育の目的は多識の青年を養成する爲でなく信念ある人物をつくら爲であるから、その教育の資料も亦自らこの趣旨に適するものが選擇されてゐる。即ち（一）獨逸古代史、（二）郷土史、（三）人種學、（四）名譽及義務の觀念に關するもの、（五）指導者精神に關するもの、（六）國家と國民の關係に關するもの、（七）女子並に家族に關するもの、（八）自由主義、資本主義、マルクス主義に關するもの等であつて更に之等教室に於ける學問に止まらず、文化史的有意義なる都市や、祖先の偉業を憶ふに適しい地方への旅行或は活動寫真等を利用して實地の教育を行つてゐる。即ち労働奉仕團の教育の特色とする所は何處迄も「生きた學問」に依つて人物の養成に重きを置いてゐる點である。

六 労働奉仕團の事業

労働奉仕團は前述の如く國民教育にその重點を置くものなるが、それと共に實際的な事業の方面では主として國民食料の自給自足や、國內移民に適宜な土地の開墾等にその目標を置いてゐるが然もその實際の活動に當つては普通労働者から職を奪はぬ様に注意して居り、特に財政的理由や、利潤の關係等から普通的労働者を使用したのでは核算の孰れない様な仕事で、然も國民一般の利益となるものに限られてゐるが、その具體的な内容は次の如きものである。

（一）不毛沼澤地等の改良に依つて新に土地を獲得する事業（但し右の新開拓地に於ける住宅建築

等の建設事業は成るべく夫々専門の職工に任かせて、労働奉仕團は社會政策上の見地から之に參與しない。尙右の新聞拓地には農民又は過剰都會人の移住を獎勵する。

(二) 山林に於ける開墾事業 (三) 埋立地工事 (四) 水路改良工事 (五) 洪水防備工事
 (六) 道路工事(但し費用の關係上普通労働者を使用出來ない場合で、例へば山岳地方の道路工事や、農耕地や森林に通路を開設する工事等の如く多大の経費と時間とを要し、然も公益の性質を有するものに限り、原則として普通労働者の繩張を犯さぬこと)

(七) 洪水火災等の場合に於ける防禦活動 (八) 灌水労働 (九) 冬季も原則として戸外労働を続けるが、極寒の時(零下八、九度以下のとき)には屋内にて夏季労働の準備作業等をなす。

尙労働奉仕團の労働振に就て注意すべき點は労働に當つては原則として、即ち必要止むを得ざる場合の他は、機械を使用しないことで之は同奉仕團設置の趣旨が、團員に筋肉労働の神聖なことを體験せしむる點にあるが爲で、能率の如何の如きは第二義的のものとしてゐるからである。

七 労働奉仕團の事業と一般産業

労働奉仕團は普通労働者の繩張を犯さぬ様に留意してゐることは既述の通りであるが、奉仕團の開拓した新土地に於ける建設事業には普通労働者を以て之に充つる爲、失業者の増加を來たすが如きことなく反つて失業者の減少に役立つてゐる。尙團員の被服や日常生活必需品等の供給は之を外部から仰ぐことにしてゐるし又之等の修繕の如きも極めて些細なもの、外は之を専門商人に任せることとしてゐる

八 労働奉仕團と兵役との關係

一九三五年六月二十六日附労働奉仕法に依つて一般青年に労働奉仕義務を課したることは既述の通りであるが、同法第三條に基きヒッドラー總統は労働奉仕期間は最長半ヶ年とし、半ヶ年收容人員平均二十萬人と決定したが、之より先一九三五年五月二十一日附の兵役法で一ヶ年兵役義務(一九三六年八月兵役義務を二ヶ年延長した)を規定したるとき、壯丁は入營前必ず労働奉仕義務を終了すべきことを規定し、労働奉仕を以て兵役義務の必要前提條件としてゐるから、一ヶ年經過後には新に約四十萬人の壯丁が労働奉仕義務を完了して入營を待つてゐることになるのである。尙前述の労働奉仕法には奉仕團下級幹部員たる指導者候補者となるべきものは、軍隊に於て現役義務を終了したるものなることを要すとの規定がある。

茲に於てナチスの青年訓練を総合的に觀察して見ると、年齢満十七歳迄の少年時代にはヒットラー少年團員として規律ある共同生活に入つて體育を勵み、満十八歳よりは労働奉仕團員として半ヶ年間更に厳格な規律の下に有識富有者たると無學貧困者たるとを問はず一律に同一家屋に居住せしめて體力を練り精神を修養して自ら労働の神聖を體驗せしめたる上更に二ヶ年間正式軍隊教育を受けしむる仕組となつてゐる。

九 勞働奉仕團の豫算

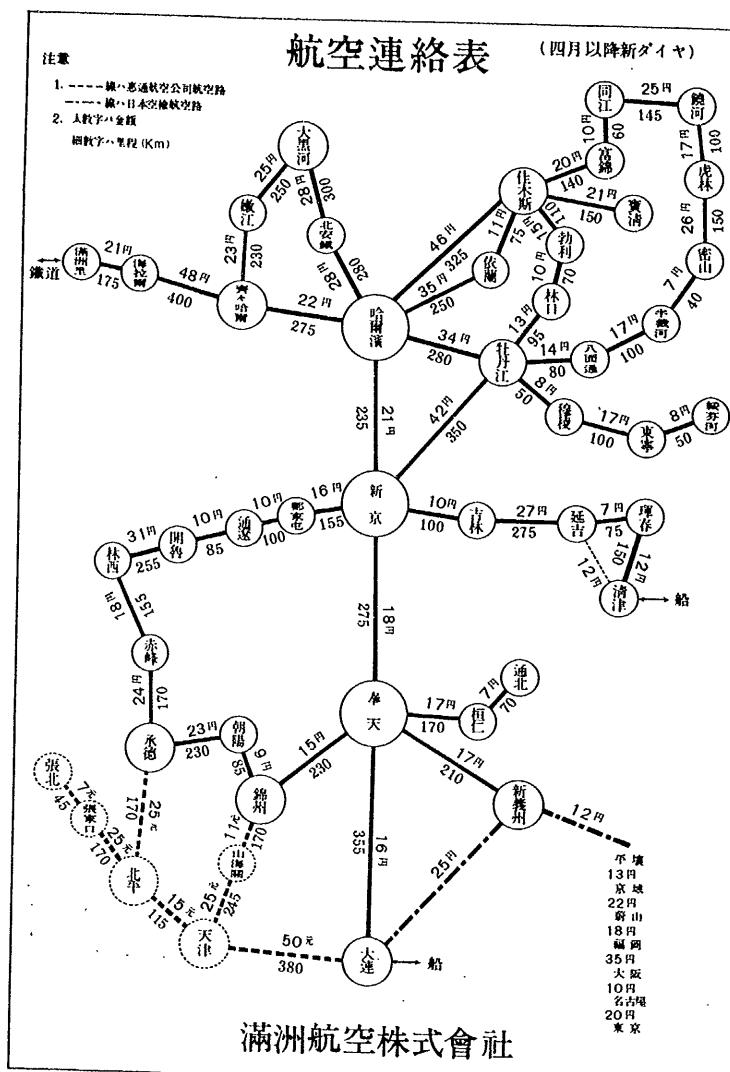
勞働奉仕團に要する諸経費を一九三三年の調査に基いて列記すれば次の通りである。

	俸給及宿金費	旅費及移轉費	事務所費
一 行政費	四千四百萬麻克	五百萬麻克	三百萬麻克
二 衛生費	二千三百萬 ^ワ	三百萬 ^ワ	十萬 ^ワ
三 指導員費	一億五千五百萬 ^ワ	一千九百萬 ^ワ	四百萬 ^ワ
四 裁判費	五百萬 ^ワ	七十五萬 ^ワ	五萬 ^ワ
五 奉仕團員一人當り經費 食事、被服、運動用具洗濯費、宿金費、給與等	合計一年間 約七百三十萬麻克(一日平均二麻克)	百二十萬 ^ワ	

右の費用は奉仕團費として豫算に計上せらるゝ外失業保険事業資本(失業救済資金等)に依つて賄はれて居り、右豫算に計上せられたる部分は、一九三一年—三三年豫算では八千一百萬麻克、一九三一年—三四年豫算では二億麻克となつてゐる(獨逸國統計局年鑑に據る)

十 女子労働奉仕團

女子労働奉仕團は一九三四年一月迄は男子労働奉仕團の一部として存在してゐたが、其の後獨立した。右奉仕團は良妻賢母を養成するのを主眼とし、且女子は家庭の生活をなすことを本來の任務とするものなりとの觀念を徹底せしめんとし、男子同様一定期間の共同生活を営むし體力の鍛錬と共に精神の修養に努めることになつてゐるが、この奉仕義務は當分の中保留せられ目下は任意制度となつてゐる。



報 銘

週

號七十二第

日一十二月四年二十和昭

- 今次總選舉の意義
- 總選舉と國民の覺悟
(河原田内務大臣)
- 選舉と國民の務
(文務部省)
- 今回の選舉肅正
- 選舉違反に就て(司法省刑事局)
- 選舉運動に就て(内務省警保局)

號輯特舉選總

官報附錄

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可

(毎週二回水曜日發行) 第二十六號

(本書の大きさは國定規格A5判)

所込申	定價
内閣印刷局發賣掛 垂落九ノ内閣三五十九 振替東京一九〇〇番	一ヶ年(前金) 五 二圓四十錢 <small>(外國籍に依る地 成は三兩四十錢 要不對送)</small>
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田区神保町二二三 振替東京九三五〇番	一ヶ年分未満額送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
最寄書店・驛賣店	

官報附錄週報 別刷

昭和十二年四月十四日印刷發行

編輯者 情報委員會

印刷者 内閣印刷局

發行者 東京市神田区大手町